

第23回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	3	8	6	17

(2) 議案の名称

<予算>

- 議案第 98号 令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第12号）
 議案第 99号 令和2年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）
 議案第100号 令和2年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

<条例>

- 議案第101号 尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第102号 尼崎市公文書管理制度審議会条例について
 議案第103号 附属機関の委員の構成の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
 議案第104号 尼崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 議案第105号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 議案第106号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第107号 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
 議案第108号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

<その他>

- 議案第109号 指定管理者の指定について（尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザ）
 議案第110号 指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館）
 議案第111号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保

- 証人に対して有する権利)
- 議案第 1 1 2 号 事業契約及び市有地の売払いの変更について(市営武庫 3 住宅第 3 期(西昆陽住宅)建替事業)
- 議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について(市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地)
- 議案第 1 1 4 号 市道路線の認定、廃止及び一部廃止について

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2 件	2 4 7, 5 0 0 円
その他の事故	1 件	1 2 3, 9 2 6 円
その他	1 件	2, 7 7 8, 3 0 0 円

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市副市長の選任

第23回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和2年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第98号	所 管	各事業所管課
件 名	令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第12号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	264,840,239	838,877	265,679,116		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	64,500	総務費	71,849	
	繰入金	717,423	民生費	147,334	
	繰越金	56,954	商工費	185,511	
			教育費	434,183	
	合 計	838,877	合 計	838,877	
3	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事業名	金額	
	民生費	社会福祉費	後期高齢者医療事業費会計繰出金	23,600	
	民生費	社会福祉費	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	17,100	
	民生費	児童福祉費	保育料納付環境整備事業	5,030	
	民生費	児童福祉費	I C T化推進事業費補助金	50,250	
	民生費	青少年費	児童ホーム整備事業	98,570	
	民生費	青少年費	児童育成環境整備事業	49,083	
	商工費	商工費	産業・雇用就労オンラインシステム関係事業	20,511	
	教育費	中学校費	各種施設整備事業	434,183	
	教育費	保健体育費	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	39,900	

4 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策として、学校における感染症対策及び学校生活環境の改善を図るためのトイレのドライ化等を実施する。

また、事業者への支援として、法人保育施設等が、園児の登降園の管理や、保護者との連絡に関するシステムを導入する等、感染拡大防止や業務負担軽減を目的にICT化を実施するために必要な経費の一部を補助するほか、市内企業情報や雇用就労情報を集約し、ビジネスマッチングや雇用就労支援等に活用できるポータルサイトを構築するとともに、新技術や新製品の開発及び生産性向上につながる設備投資等に必要な経費の一部を補助する製造業設備投資等支援補助金、及び経営継続支援金の対象とならなかった事業者に対して支給する事業継続支援給付金を申請件数の増に伴い増額する。

さらに、「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進として、地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを構築するほか、保育料と後期高齢者医療保険料について、新たにコンビニ納付や電子マネー決済を導入する。

新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、明城児童ホーム及びこどもクラブの整備工事等について繰越明許費補正を行う。各事業の概要等は別紙のとおり。

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算	補正予算額	834,923 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	補正予算額	498,683 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 延長保育事業及び一時預かり事業を行う法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。 補助上限額：50 万円 補助率：10/10 対象数：129 事業（延長保育事業 97 事業、一時預かり事業 32 事業） ・ 各種施設整備事業費 感染症対策及び学校生活環境の改善を図るためのトイレのドライ化等の整備を行う。 実施校：常陽中学校・小田北中学校・中央中学校 		
(2) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	補正予算額	288,761 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税還付金、還付加算金等 法人市民税の還付が増加したことに伴い増額する。 ・ ICT化推進事業費補助金 法人保育施設等に対して、保育現場のICT化に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費：園児の登降園の管理、保護者との連絡に関するシステム等の導入経費 補助上限額：75 万円 補助率：3/4 対象数：67 園 ・ 製造業設備投資等支援補助金関係事業費 製造業設備投資等支援補助金関係事業費を申請件数の増に伴い増額する（申請見込件数を 50 件から 80 件へ増やす）。 ・ 産業・雇用就労オンラインシステム関係事業費 市内企業情報や雇用就労情報を集約し、ビジネスマッチングや雇用就労支援等に活用できるポータルサイトを構築する。 ・ 事業継続支援給付金関係事業費 事業継続支援給付金関係事業費を申請件数の増に伴い増額する（申請見込件数を 3,500 件から 4,500 件へ増やす）。 		
(3) 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進	補正予算額	47,479 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報化推進事業費 市政に関する問合せに 24 時間対応し、災害時や平常時における情報発信の充実を図るため実証実験中の AI 案内サービスを本格実施する。 ・ 地域資源情報公開システム事業費 地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを構築する。 ・ 後期高齢者医療事業費会計繰出金 後期高齢者医療事業費会計におけるシステム経費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する（コンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするためのシステム改修）。 ・ 保育料納付環境整備事業費 保育料のコンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするため、システムを改修する。 		

○ その他の補正予算 補正予算額 3,954 千円

(1) 後期高齢者医療事業費会計繰出金	補正予算額 3,954 千円
---------------------	----------------

後期高齢者医療事業費会計におけるシステム経費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する（税制改正への対応に伴う後期高齢者医療制度システムの改修）。	
--	--

費目別事業概要

総務費	71,849 千円
行政情報化推進事業費 市政に関する問合せに 24 時間対応し、災害時や平常時における情報発信の充実を図るため実証実験中の A I 案内サービスを本格実施する。	9,922 千円
地域資源情報公開システム事業費 分野やエリアごとに地域資源情報を検索できるシステムを構築する。	8,927 千円
市税還付金、還付加算金等 法人市民税の還付が増加したことに伴い増額する。	53,000 千円
民生費	147,334 千円
後期高齢者医療事業費会計繰出金 後期高齢者医療事業費会計におけるシステム経費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	27,554 千円
保育料納付環境整備事業費 保育料のコンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするため、システムを改修する。	5,030 千円
新型コロナウイルス感染症対策事業費 延長保育事業等を行う法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に要する経費等の一部を補助する。	64,500 千円
I C T 化推進事業費補助金 法人保育施設等に対して、保育現場の I C T 化に要する経費の一部を補助する。	50,250 千円
商工費	185,511 千円
製造業設備投資等支援補助金関係事業費 製造業設備投資等支援補助金関係事業費を申請件数の増に伴い増額する。	60,000 千円

産業・雇用就労オンラインシステム関係事業費	20,511 千円
市内企業情報や雇用就労情報を集約し、ビジネスマッチングや雇用就労支援等に活用できるポータルサイトを構築する。	
事業継続支援給付金関係事業費	105,000 千円
事業継続支援給付金関係事業費を申請件数の増に伴い増額する。	
教育費	434,183 千円
各種施設整備事業費（中学校）	434,183 千円
感染症対策及び学校生活環境の改善を図るためのトイレのドライ化等の整備を行う。	

<令和2年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第99号	所 管	後期高齢者医療制度担当
件 名	令和2年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	6,424,489	32,832	6,457,321		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	988	総務費	28,542	
	繰入金	27,554	諸支出金	4,290	
	諸収入	4,290			
	合 計	32,832	合 計	32,832	
3	繰越明許費 追加 (単位:千円)				
	款	項	事業名	金額	
	総務費	総務管理費	後期高齢者医療制度システム関係経費	23,600	
4	補正予算の内容				
	(1) 総務費				
	・ 後期高齢者医療制度システム関係経費				28,542千円
	後期高齢者医療保険料のコンビニ納付及び電子マネー決済への対応及び 税制改正に基づく所要の対応に係るシステムの改修を行う。				
	(2) 諸支出金				
	・ 保険料過誤納還付金				4,290千円
	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する 保険料減免の実施に伴い補正を行う。				

<令和2年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第100号	所 管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和2年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)				
内 容					
1 補正理由					
<p>コロナ禍における無観客開催の影響により、電話投票については売上が増加しているものの、電話投票以外の発売形態については売上が減少していることから、決算見込に基づき、収入における舟券発売金、場間場外発売受託収益及び支出におけるその売上連動経費を補正するもの。</p>					
2 補正予算の内容					
(1) 収益的収入及び支出					
○ 収入					
(単位：千円)					
		既決予定額	補正予定額	計	
第1款	モーターボート競走事業収益	42,399,502	9,238,487	51,637,989	
	第1項 営業収益	42,357,636	9,238,487	51,596,123	
○ 支出					
(単位：千円)					
		既決予定額	補正予定額	計	
第1款	モーターボート競走事業費用	41,664,456	7,744,763	49,409,219	
	第1項 営業費用	41,332,397	7,739,732	49,072,129	
	第2項 営業外費用	322,058	5,031	327,089	

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第101号	所 管	ダイバーシティ推進課											
件 名	尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について															
内 容																
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市立女性・勤労婦人センターとの複合施設であった尼崎市立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）について、その機能を令和2年6月29日に本庁へ移転したことに伴い、消費生活センターが使用していた事務室の一部を貸室として市民等の利用に供するため、使用料の設定等を行うもの。</p> <p>あわせて、今後の施設運営のため、現在、規定を設けていない施設利用に際しての「禁止行為」や「尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）への委員以外の者からの意見聴取」に係る規定を定めるとともに、その他、現在は規則にて規定している各事項について、条例規定へ改めるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 使用料の設定等</p> <p>消費生活センターが使用していた事務室のうち、2階部分を「学習室No.4」とし、その使用料について、既存の同規模の学習室と同額に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="328 1252 1286 1464"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後0時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室 No. 4</td> <td>1,900円</td> <td>2,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 禁止行為及び意見聴取に係る規定の追加</p> <p>ア 許可を受けた人数を超えての施設利用及び施設を汚損させる行為等を禁止事項として定める。</p> <p>イ 運営委員会について、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる旨の規定を設ける。</p> <p>(3) その他の整備</p> <p>現在、規則規定としている運営委員会の組織、施設の利用時間及び利用の許可等の各事項について、条例規定に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年5月1日</p>						区分	使用料			午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	学習室 No. 4	1,900円	2,400円	2,700円
区分	使用料															
	午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで													
学習室 No. 4	1,900円	2,400円	2,700円													

尼崎市立女性・勤労婦人センター設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p><u>(女性センターの設置)</u></p> <p>第2条 女性の自立及び社会参加の促進並びに <u>女性労働者の福祉の増進を図るための施設として女性センターを設置する。</u></p> <p><u>(利用時間等)</u></p> <p>第5条 女性センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に女性センターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u></p> <p><u>(利用の許可等)</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>営利を目的として利用するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>女性センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。</u></p> <p>(5) <u>その他女性センターの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>利用者が設置目的に適合した活動を行うために女性センターを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる</u></p> <p><u>(禁止行為)</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 女性の自立及び社会参加の促進並びに <u>女子労働者の福祉の増進を図るための施設として女性センターを設置する。</u></p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>設置目的に適合した活動を行うために女性センターを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p>

第8条 女性センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。

(2) 女性センターの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させる行為

(3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長が女性センターの管理上支障があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由により女性センターの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第11条～第16条 略

(委員会の設置)

第17条 女性センターの運営に関する重要な事項について調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(原状回復義務等)

第6条の2 自己の責めに帰すべき事由により女性センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第7条～第12条 略

(尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会)

第13条 女性センターの運営について、市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

<p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>(委員会の組織等)</u></p> <p><u>第18条 委員会は、委員12人以内で組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 女性労働者の代表者</u></p> <p><u>(3) 女性関係団体の代表者</u></p> <p><u>(4) 事業主の代表者</u></p> <p><u>(5) 女性センターを利用しようとする者の代表者</u></p> <p><u>(6) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p><u>4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p><u>6 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>7 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(委員会の招集等)</u></p> <p><u>第19条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件について再度招集してもなお委員の半数以上が出席しないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決す</u></p>	<p><u>2 運営委員会は、委員12人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>
---	--

るところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(意見会の運営の細目)

第20条 前2条に規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(委任)

第22条 略

付 則

(委員会の招集の特例)

3 最初に招集される委員会は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表

1 部屋の使用料

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで

学 習 室 No. 3	1,900 円	2,400 円	2,700 円
学 習 室 No. 4	1,900 円	2,400 円	2,700 円

ギャラリー1日につき 6,600 円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

(委任)

第14条 略

付 則

別表

1 部屋の使用料

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで

学 習 室 No. 3	1,900 円	2,400 円	2,700 円
ギャラリ	1日につき 6,600 円		

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第102号	所 管	情報公開担当
件 名	尼崎市公文書管理制度審議会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第1条において、「行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの」との考えが示されている。</p> <p>現在、本市においては、尼崎市文書規程等に基づき文書を管理しているが、法の趣旨及びこれに基づく国の制度を鑑みれば、文書管理の適正化が一層求められている。</p> <p>また、本年10月に公文書館機能を有する歴史博物館の供用を開始しているが、歴史資料として重要な公文書（以下「歴史的公文書」という。）を市民が主体的に利用し得るための仕組みに係る根拠法規は未整備な状況にある。</p> <p>これらのことから、本市においても、現在及び将来の市民への説明責任を果たすことを目的として、公文書の作成及び適正な管理を義務化するとともに、歴史的公文書について利用請求権等を規定した公文書の管理に関する条例の制定を予定している。</p> <p>当該条例の制定にあたり、盛り込むべき事項のほか、公文書の適正な管理の在り方に関する事項について調査審議を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、審議会を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第1条）</p> <p>公文書の管理に関する条例の制定その他の公文書の適正な管理の在り方に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市公文書管理制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(2) 組織等（第2条）</p> <p>ア 審議会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(3) 任期（第3条）</p> <p>委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第103号	所 管	行政管理課
件 名	付属機関の委員の構成の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>立法機関と執行機関の機能の独立や地方制度の趣旨を踏まえ、法令に定めがある場合を除き、市議会議員を付属機関の委員に委嘱しない等の見直しを行うため、関係条例において当該趣旨を踏まえた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市青少年問題協議会条例 (2) 尼崎市スポーツ推進審議会条例 (3) 尼崎市防災会議条例 (4) 尼崎市公営企業審議会条例 (5) 尼崎市総合計画審議会条例 (6) 尼崎市産業問題審議会条例 (7) 尼崎市地域保健問題審議会条例 (8) 尼崎市民の福祉に関する条例 (9) 尼崎市立高等学校教育審議会条例 (10) 尼崎市環境審議会条例 (11) 尼崎市男女共同参画社会づくり条例 (12) 尼崎市子ども・子育て審議会条例 (13) 尼崎市社会教育委員に関する条例 (14) 尼崎市地域交通政策審議会条例 (15) 尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例</p> <p>3 改正内容</p> <p>(1) 各条例において、付属機関の委員から「市議会議員」を除く。 (2) 2(10)において、付属機関の委員数を24人以内から20人以内に改める。 (3) 2(2)、(9)及び(13)に関する条例において、付属機関の委員に「市民の代表者」を新たに追加する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和3年6月27日</p>					

尼崎市青少年問題協議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条</p> <p>2 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p> <p>3 <u>協議会</u>に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</p> <p>5 特別委員は、<u>その者の委嘱に係る特別の事項</u>に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条</p> <p>2 略</p> <p><u>(2) 市議会議員</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>3 <u>前項の委員のほか</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>協議会</u>に特別委員を置くことができる。</p> <p>5 特別委員は、<u>第3項の特別の事項</u>に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</p>

尼崎市スポーツ推進審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 略</p> <p>(2) <u>市民の代表者</u></p> <p>3 <u>審議会に</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>5 臨時委員は、<u>その者の委嘱に係る特別の事項</u>に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 略</p> <p>(2) <u>市議会議員</u></p> <p>3 <u>前項の委員のほか</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>審議会に</u>臨時委員を置くことができる。</p> <p>5 臨時委員は、<u>第3項の特別の事項</u>に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>

尼崎市防災会議条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 委員は、<u>尼崎市教育委員会教育長、尼崎市消防長及び尼崎市消防団長</u>をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)～(8)</u> 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 委員は、<u>教育長、消防長及び消防団長</u>をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(4) 市議会議員</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> 略</p>

尼崎市公営企業審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者、<u>市議会議員</u>その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>

尼崎市総合計画審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 <u>審議会に</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</p> <p>4 特別委員は、<u>第2項に規定する者のうちから</u>市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>5 特別委員は、<u>その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは</u>、解嘱されるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 委員は、学識経験者、<u>市議会議員</u>その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 <u>前項の委員のほか</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>審議会に特別委員を置くことができる。</u></p> <p>4 特別委員は、<u>学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから</u>市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>5 特別委員は、<u>第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは</u>、解嘱されるものとする。</p>

尼崎市産業問題審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 委員は、産業問題について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 <u>審議会に</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 臨時委員は、<u>第2項に規定する者のうちから</u>市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>5 臨時委員は、<u>その者の委嘱に係る</u>特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2 委員は、産業問題について知識経験を有する者<u>及び市議会議員</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 <u>前項の委員のほか</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>審議会に</u>臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 臨時委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>5 臨時委員は、<u>第3項の特別の事項に関する</u>調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>

尼崎市地域保健問題審議会条例

改正後	現 行
(組織) 第2条 2 略 <u>(削る)</u> <u>(4)</u> 略	(組織) 第2条 2 略 <u>(4)</u> 市議会議員 <u>(5)</u> 略

尼崎市民の福祉に関する条例

改正後	現 行
<p>(尼崎市社会保障審議会)</p> <p>第16条</p> <p>3 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p> <p>5 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱する</u> <u>場合における当該後任の委員の任期は、前任</u> <u>の委員の残任期間とする。</u></p>	<p>(尼崎市社会保障審議会)</p> <p>第16条</p> <p>3 略</p> <p><u>(2) 市議会議員</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>5 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす</u> <u>る。</u></p>

尼崎市立高等学校教育審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者、<u>市民の代表者</u>その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者、<u>市議会議員</u>その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p>

尼崎市環境審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>20</u>人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p> <p>3 <u>審議会に</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 臨時委員は、<u>第2項各号に掲げる者のうちから</u>市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>5 臨時委員は、<u>その者の委嘱に係る</u>特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>24</u>人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(2) 市議会議員</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p> <p>3 <u>前項の委員のほか</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>審議会に</u>臨時委員<u>若干人</u>を置くことができる。</p> <p>4 臨時委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</p> <p>5 臨時委員は、<u>当該特別の事項に関する</u>調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>

尼崎市男女共同参画社会づくり条例

改正後	現 行
<p>(尼崎市男女共同参画審議会)</p> <p>第24条 第9条第3項及び第22条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、<u>市長の付属機関</u>として、尼崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>6 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p>	<p>(尼崎市男女共同参画審議会)</p> <p>第24条 第9条第3項及び第22条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>4 委員は、学識経験者、<u>市議会議員</u>その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>6 <u>補欠委員</u>の任期は、<u>前任者</u>の残任期間とする。</p>

尼崎市子ども・子育て審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織) 第3条 2 略 <u>(削る)</u> <u>(2)～(5)</u> 略 3 <u>審議会に</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。 5 特別委員は、<u>その者の委嘱に係る特別の事項</u>に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>	<p>(組織) 第3条 2 略 <u>(2) 市議会議員</u> <u>(3)～(6)</u> 略 3 <u>前項の委員のほか</u>、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>審議会に特別委員</u>を置くことができる。 5 特別委員は、<u>第3項の特別の事項</u>に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>

尼崎市社会教育委員に関する条例

改正後	現 行
(委嘱及び任命の基準) 第3条 略 (5) <u>市民の代表者</u>	(委嘱及び任命の基準) 第3条 略 (5) <u>市議会議員</u>

尼崎市地域交通政策審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者、<u>市議会議員</u>その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>

尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例

改正後	現 行
<p>(組織等) 第12条 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>(組織等) 第12条 2 委員は、学識経験者、<u>市議会議員</u>その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第104号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 近年の行政需要の多様化傾向等への対応として、専門的な知識経験を備えている者を時限的に任用して業務に従事させることが効果的となる場面が考えられることから、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する任期付職員制度を新たに導入するため、関係条例について所要の整備を行うもの。</p> <p>(2) 本市においては、法第4条の時限的な職を担う任期付職員（以下「4条任期付職員」という。）として保育士の採用に関する制度を設けているが、現在は任用を行っておらず、今後、新たな採用の見込みもないことから、当該制度を廃止するため関係条例について所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 尼崎市一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正</p> <p>ア 高度の専門的知識経験を有する者を特定任期付職員として採用するための規定を整備する。</p> <p>イ 専門性を有する者を一般任期付職員として採用するための規定を整備する。</p> <p>ウ 特定任期付職員の給与制度を国の特定任期付職員の制度に準じて次のとおりとする。</p> <p>(ア) 専用の給料表を新たに創設し、担う職務・職責に応じた号給を設定する。</p> <p>(イ) 特に顕著な業績を挙げたと認められる場合に支給する特定任期付職員業績手当を創設する。</p> <p>(ウ) 扶養手当、住居手当、管理職手当等は不支給とする。</p> <p>エ 4条任期付職員を採用するための規定及びその任期に係る規定を削除する。</p> <p>(2) 尼崎市職員の給与に関する条例の改正</p> <p>ア 一般任期付職員の給与制度について、国の一般任期付職員の制度に準じて、本市の任期の定めのない常勤職員と同様のものとする。</p> <p>イ 4条任期付職員の任期付保育士に適用する任期付職給料表を削除する。</p> <p>(3) 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の改正</p> <p>特定任期付職員が育児短時間勤務をした場合の給与の取扱いを任期の定めのない常勤職員と同様の取扱いとする。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>					

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後	現 行				
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(5) 削除</u></p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき給料表に定める等級ごとに分類するものとする。</p> <p>3 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、給料表の種類ごとに<u>別表第3の3ア</u>からオまでに定める等級別基準職務表のとおりとし、同表に定める役名に準ずる役名その他必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(初任給)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))を除く。次条から第9条までにおいて同じ。)となった者の号給は、市規則で定める初任給基準に従い決定する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>別表第3の3</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(5) 任期付職給料表(別表第3の3)</u></p> <p>2 職員(<u>尼崎市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年尼崎市条例第8号)第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。))を除く。次条第2項において同じ。)</u>の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき給料表に定める等級ごとに分類するものとする。</p> <p>3 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、給料表の種類ごとに<u>別表第3の4ア</u>からオまでに定める等級別基準職務表のとおりとし、同表に定める役名に準ずる役名その他必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(初任給)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))<u>及び任期付職員</u>を除く。次条から第9条までにおいて同じ。)となった者の号給は、市規則で定める初任給基準に従い決定する。</p> <p><u>別表第3の3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>任期付職給料表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保育士の職務名が冠せられた職員</td> <td style="text-align: center;">202,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表は、任期付職員に適用する。</p> <p><u>別表第3の4</u></p>	職員の区分	給料月額	保育士の職務名が冠せられた職員	202,600円
職員の区分	給料月額				
保育士の職務名が冠せられた職員	202,600円				

尼崎市職員の育児休業等に関する条例

改正後	現 行
<p>(育児短時間勤務終了後1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員(法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に該当する職員)をいう。以下同じ。)が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイのいずれかに該当することとなったこと。</p> <p>(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第13条 育児短時間勤務職員(特定任期付職員(尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年尼崎市条例第8号)第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。))又は企業職員等に該当する職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例第4条又は第6条から第9条までの規定を適用して決定された給料月額に、その育児短時間勤務に係る1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。ただし、給与条例第18条並びに第21条第4項、第5項及び第7項、職員退職手当条例第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第4条の2第1項、第4条の3、第5条から第5条の3まで及び第5条の5第2項並びに教育職員退職手当条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3、第6条から第6条の3まで及び第6</p>	<p>(育児短時間勤務終了後1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員(法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。)が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイのいずれかに該当することとなったこと。</p> <p>(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第13条 育児短時間勤務職員(企業職員等に該当する職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例第4条又は第6条から第9条までの規定を適用して決定された給料月額に、その育児短時間勤務に係る1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。ただし、給与条例第18条並びに第21条第4項、第5項及び第7項、職員退職手当条例第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第4条の2第1項、第4条の3、第5条から第5条の3まで及び第5条の5第2項並びに教育職員退職手当条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3、第6条から第6条の3まで及び第6条の5第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</p>

条の5第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

- 2 育児短時間勤務職員に対する給与条例第12条の4第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員」とする。

第13条の2 前条第1項及び第2項の規定は、育児短時間勤務職員（特定任期付職員に限る。）について準用する。この場合において、前条第1項中「給与条例の」とあるのは「尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）の」と、「給与条例第4条又は第6条から第9条まで」とあるのは「任期付職員条例第4条第2項」と、同項ただし書中「第18条並びに」とあるのは「第18条第1項及び」と、「第5項及び第7項」とあるのは、「任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する給与条例第21条第5項」と、同条第2項中「第13条第1項」とあるのは「第13条の2」と読み替えるものとする。

- 2 育児短時間勤務職員に対する給与条例第12条の4第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「育児短時間勤務職員」とする。

尼崎市一般職の任期付職員の採用に関する条例

改正後	現 行
<p>(題名) 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (この条例の趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の(市の職員で法第2条第1項に規定する職員に該当するものをいう。以下同じ。)任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。 (職員の任期を定めた採用) 第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができ</p>	<p>(題名) 尼崎市一般職の任期付職員の採用に関する条例 (この条例の趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第4条第1項、第6条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用について必要な事項を定めるものとする。 (職員の任期を定めた採用) 第2条 任命権者は、職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。 (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務 (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p>

る。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものである場合その他当該専門的な知識経験の性質上、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであるため、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(削る)

(任期の特例)

第3条 法第6条第2項の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。
- (2) 前条の規定により任期を定めて採用する職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために特に必要であると市長が認める場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業に属するものをいう。以下同じ。))を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2 任命権者(尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。))を除く。以下この条において同じ。)は、別に定めるところにより、特定任期付職員の号給について、その専門的な知識経験又は識見の程度並びにその従事する業務の困難及び重要な程度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
- (2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な

(任期の更新)

第4条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年(前条各号のいずれかに該当する場合にあつては、5年。以下同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

<p>業務に従事する場合</p> <p>(3) <u>3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合</u></p> <p>(4) <u>4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合</u></p> <p>(5) <u>5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合</u></p> <p>(6) <u>6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合</u></p> <p>(7) <u>7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合</u></p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、別に定めるところにより、その給料月額に相当する額の特定任期付職員業績手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による特定任期付職員の号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第3条から第9条まで、第11条、第12条、第12条の3、第13条の2、第13条の3、第15条、第16条第2項、第17条、第18条第2項、第20条、第21条から第21条の3まで(勤勉手当に係る部分に限る。)、第21条の4、付則第41項から第46項まで、別表第1から別表第3の3まで、別表第10及び別表第11の規定</u></p>	
--	--

は、特定任期付職員については、適用しない。

6 特定任期付職員については、給与条例第2条第1項中「及び初任給調整手当」とあるのは「、初任給調整手当及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第12条の2第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員（任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。））」と、給与条例第19条の2第1項中「が次」とあるのは「（管理監督職員以外の特定期付職員を含む。以下この条において同じ。）が次」と、給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5（特定任期付職員にあつては、100分の167.5）」と、同条第5項中「各給料表の」とあるのは「各給料表（任期付職員条例第4条第1項の給料表を含む。以下この項において同じ。）の」と、給与条例付則第16項中「の規定」とあるのは「（任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」と、尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第9号）第2条中「職員（）」とあるのは「並びに尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号）第4条第1項に規定する特定任期付職員（これらの職員のうち）」と、尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第12号）第2条中「もの」とあるのは「もの及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第6条中「の規定」とあるの

は「(任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定」として、これらの規定を適用する。

(特定任期付企業職員の給与の種類及び基準の特例)

第5条 管理者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、特定任期付職員業績手当を支給する。

2 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年尼崎市条例第16号。以下「企業職員給与条例」という。)第3条の2、第4条、第4条の3、第7条、第8条第2項、第9条及び第11条(勤勉手当に係る部分に限る。)の規定は、特定任期付企業職員については、適用しない。

3 特定任期付企業職員については、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第5条第1項の特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第10条の2中「が次」とあるのは「(管理監督職員以外の特定任期付企業職員(任期付職員条例第5条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。)を含む。)が次」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。ただし、第4条の規定の施行について必要な事項は、市長が、又は市長及び管理者以外の任命権者が市長と協議して定める。

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第105号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について、平成30年度の国民健康保険都道府県単位化以降、市の裁量余地が少なくなっており、諮問機会が減少していることから、委員数を見直すため、また、立法機関と執行機関の機能の独立や地方制度の趣旨を踏まえ、法令に定めがある場合を除き、市議会議員を附属機関の委員に委嘱しない等の見直しを行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 市議会議員に係る規定の削除 協議会の公益を代表する委員から、「市議会議員に限る」規定を削除する。</p> <p>(2) 委員数の変更 協議会の委員数について、「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」及び「公益を代表する委員」の数を6人から3人に改め、「被用者保険等保険者を代表する委員」の数を2人から1人に改める。</p> <p>(3) その他の整備 現在、規則規定としている協議会の運営に関する事項について、条例規定に改める。</p> <p>3 施行期日 令和3年6月27日 ただし、2(2)は令和3年9月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p><u>(協議会の委員の定数等)</u></p> <p>第2条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>被保険者を代表する委員 3人</u></p> <p>(2) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は同条に規定する保険薬剤師を代表する委員 3人</u></p> <p>(3) <u>公益を代表する委員 3人</u></p> <p>(4) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 1人</u></p> <p>3 <u>削除</u></p>	<p><u>(尼崎市国民健康保険運営協議会)</u></p> <p>第2条 <u>法第11条第2項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>被保険者を代表する委員 6名</u></p> <p>(2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6名</u></p> <p>(3) <u>公益を代表する委員（市議会議員に限る。） 6名</u></p> <p>(4) <u>被用者保険等保険者を代表する委員 2名</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p><u>(協議会の招集等)</u></p> <p>第2条の2 <u>協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。</u></p> <p>2 <u>委員の4分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合でなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>(1) <u>委員の半数以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。</u></p> <p>(2) <u>前条第1項各号に掲げる者のうちから委嘱された委員のそれぞれ1人以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、会議を開くことができる。</u></p>	

<p><u>(1) 第7項の規定により議決に加わることができない者が委員の半数を超えること又は同一の事件について再度招集してもなお出席した委員で議決に加わることができるものが委員の半数に達しないこと。</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる要件</u></p> <p><u>5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>6 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</u></p> <p><u>7 委員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に関する議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。</u></p> <p><u>8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>9 会長は、会議終了後、速やかに、議事の次第及び出席した委員の氏名を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(協議会の運営の細目)</u></p> <p><u>第2条の3 前2条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。第7条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定に基づき、出産育児一時金に相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。第7条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定に基づき、出産育児一時金に相当する給付を受けることができる場合に</p>
---	---

<p>(葬祭費)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定に基づき、葬祭費に相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 市長は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の療養環境の向上、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業をすることができる。</p> <p>付 則</p> <p><u>(協議会の招集の特例)</u></p> <p><u>3 最初に招集される協議会は、第2条の2第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。</u></p> <p><u>4～15 略</u></p> <p><u>16 付則第9項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合に限り適用する。</u></p> <p><u>17 付則第9項から前項までに規定するもののほか、傷病手当金の支給等について必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>18～24 略</u></p>	<p>は、支給しない。</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）</u>の規定に基づき、葬祭費に相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 市長は、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u>第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の療養環境の向上、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業をすることができる。</p> <p>付 則</p> <p><u>3～14 略</u></p> <p><u>15 付則第8項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合に限り適用する。</u></p> <p><u>16 付則第8項から前項までに規定するもののほか、傷病手当金の支給等について必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>17～23 略</u></p>
--	---

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第106号	所 管	保育管理課、保育運営課
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、神崎保育所を社会福祉法人に移管するため、また、武庫東保育所を新築工事完了後の新園舎へ移転するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別表中、尼崎市立神崎保育所の項を削除するとともに、尼崎市立武庫東保育所の位置を「尼崎市武庫之荘8丁目16番40号」から「尼崎市武庫之荘8丁目16番28号」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(削る)	(削る)	尼崎市立神崎保育所	尼崎市神崎町27番 22号
尼崎市立武庫東保育所	尼崎市武庫之荘8丁 目16番28号	尼崎市立武庫東保育所	尼崎市武庫之荘8丁 目16番40号

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第107号	所 管	都市計画課														
件 名	尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について																		
内 容																			
1	<p>改正理由</p> <p>持続可能な都市の実現を目的として、まちづくりにおける施策間の連携を推進するため、都市計画審議会に、住宅政策、公園緑地、都市美、住環境整備に係る4つの審議会の機能を統合し、それぞれを専門分科会として設置するため、また、立法機関と執行機関の機能の独立や地方制度の趣旨を踏まえ、法令に定めがある場合を除き、市議会議員を附属機関の委員に委嘱しない等の見直しを行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 組織 都市計画審議会の委員数を20人以内から22人以内に改める。</p> <p>(2) 専門分科会の設置 現行の住宅政策、公園緑地、都市美、住環境整備に係る4つの審議会が所掌している事項及び都市計画審議会が所掌している事項のうち都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項等を調査審議させるため、専門分科会を設置する。</p> <p>(3) 議決 審議会は専門分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする(都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項等を除く)。</p> <p>(4) 主な委員の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>委員</th> <th>委嘱・指名</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議会</td> <td>審議会委員</td> <td>市長が委嘱</td> <td>都市計画法の権限事項を調査審議等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門分科会</td> <td>分科会委員</td> <td>審議会委員(市議会議員等を除く)から 審議会会長が指名</td> <td rowspan="2">各分科会の所掌事項を調査審議</td> </tr> <tr> <td>分科会専属委員</td> <td>市長が審議会会長の意見を聴いて委嘱</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 現行の住宅政策、公園緑地、都市美、住環境整備に係る4つの審議会を廃止する。</p>					組織区分	委員	委嘱・指名	役割	審議会	審議会委員	市長が委嘱	都市計画法の権限事項を調査審議等	専門分科会	分科会委員	審議会委員(市議会議員等を除く)から 審議会会長が指名	各分科会の所掌事項を調査審議	分科会専属委員	市長が審議会会長の意見を聴いて委嘱
組織区分	委員	委嘱・指名	役割																
審議会	審議会委員	市長が委嘱	都市計画法の権限事項を調査審議等																
専門分科会	分科会委員	審議会委員(市議会議員等を除く)から 審議会会長が指名	各分科会の所掌事項を調査審議																
	分科会専属委員	市長が審議会会長の意見を聴いて委嘱																	
3	<p>施行期日</p> <p>令和3年6月27日</p>																		

尼崎市都市計画審議会条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)</u>の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、<u>審議会</u>を置く。</p> <p>(1) <u>市が策定する都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該都市計画に関する重要な事項</u></p> <p>(2) <u>市の住宅政策に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該住宅政策に関する重要な事項</u></p> <p>(3) <u>本市の区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該緑地の保全及び緑化の推進に関する重要な事項</u></p> <p>(4) <u>尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第15条の8第4項及び第5項(これらの規定を同条例第45条の3第2項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第17条第2項(同条例第18条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)</u>並びに<u>尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年尼崎市条例第62号)第4条第4項、第11条第4項及び第5項並びに第13条の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における住環境の整備等に関する重要な事項</u></p> <p>(5) <u>尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)第6条第2項(同条例第8条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第6条の2第1項(同</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。</p>

<p>条第3項並びに同条例第7条第2項及び第4項並びに第12条第2項において準用する場合を含む。)、第4項及び第5項、第6条の3(同条例第21条第3項において準用する場合を含む。)、第17条並びに第17条の2第2項並びに尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)第9条第2項(同条例第10条第2項において準用する場合を含む。)、第15条第2項(同条例第16条第4項において準用する場合を含む。))及び第31条第4項(同条第6項において準用する場合及び同条例第32条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における都市美の形成(尼崎市都市美形成条例第2条第1号に規定する都市美の形成をいう。)等に関する重要な事項</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項</u></p> <p>(7) <u>その他市が行う都市整備等に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。</p> <p>2 <u>審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験者 6人以内</u></p> <p>(2) <u>市議会議員 10人以内</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関若しくは兵庫県の職員又は市民 4人以内</u></p> <p>(臨時委員及び専門委員)</p> <p>第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を</p>
--	---

<p><u>(委嘱等)</u></p> <p>第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>市議会議員</u></p> <p>(3) <u>市民の代表者</u></p> <p>(4) <u>産業界の代表者</u></p> <p>(5) <u>関係行政機関又は兵庫県の職員</u></p> <p>2 <u>前条第2項の臨時委員（以下「審議会臨時委員」という。）及び専門委員は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</u></p> <p><u>(任期等)</u></p> <p>第5条</p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>4 <u>専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第6条 審議会に会長を置き、委員（第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。）のうちから、委員が選挙する。</p> <p>3 <u>会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその</u></p>	<p><u>置くことができる。</u></p> <p>2 <u>審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条</p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。</p> <p>3 <u>会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がそ</u></p>
--	---

職務を代理する。

(招集)

第7条 略

(会議)

第8条 審議会は、委員（議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門分科会)

第9条 審議会に、その所掌事項を分掌させるため、規則で定めるところにより、専門分科会（以下「分科会」という。）を置く。

- 2 分科会に属すべき委員、審議会臨時委員及び専門委員（以下この項において「委員等」という。）は、委員等（第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。）のうちから会長が指名する。

- 3 分科会に、その所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、専属委員を置くことができる。

- 4 分科会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 5 専属委員は、第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。

- 6 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長は当該分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長は当該分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会の分科会長が指名する。

- 7 副分科会長は、その属する分科会の分科会

の職務を代理する。

(招集)

第6条 略

(会議)

第7条 審議会は、委員及び特別の議事に関係のある臨時委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び特別の議事に関係のある臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、分科会の議決（都市計画法その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項及び会長が指定する事項に係るものを除く。）をもって審議会の議決とするものとする。

9 第4条第2項及び第5条第3項の規定は第4項の臨時委員（以下「分科会臨時委員」という。）について、第5条第1項及び第2項の規定は専属委員について、第6条第2項及び前2条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項中「会長」とあるのは「その属すべき分科会の分科会長」と、第5条第1項中「2年」とあるのは「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と、前条第1項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員（専属委員並びに）」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。同条第9項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第10条 分科会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員は、当該部会が置かれた分科会の分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専属委員のうちから、部会長は当該部会が置かれた分科会の分科会長が、副部会長は当該部会の部会長が指名する。

4 第6条第2項、第7条、第8条及び前条第7項の規定は、部会について準用する。この

場合において、第8条第1項中「委員（）」とあるのは「部会に属する委員（専属委員並びに）」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。第10条第4項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第11条 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあつては委員、審議会臨時委員及び専門委員以外の者を、分科会及び部会にあつてはその属する委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、その会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第12条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員を補佐して、担任职務を処理し、又は会務に従事する。

(委任)

第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、分科会の運営について必要な事項(審議会が別に定めるものを除く。)は、当該分科会の分科会長が当該分科会に諮って定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(委員の任期の特例)

- 2 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例（令和2年尼崎市条例第 号）の施行の日から令和3年10月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱された委員の

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

<p><u>任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日に満了する。</u></p> <p>(招集の特例)</p> <p><u>3</u> 最初に招集される審議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>	<p>(招集の特例)</p> <p><u>2</u> 最初に招集される審議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>
--	---

<令和2年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第108号	所 管	予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）の制定等により、急速充電設備の全出力の上限が拡大並びに火災予防上必要な措置の一部について新設及び見直しされるとともに、新たに急速充電設備の設置の届出が必要となることから、当該内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 急速充電設備の全出力の上限拡大 急速充電設備の全出力の上限を、50キロワットから200キロワットに拡大する。</p> <p>(2) 火災予防上必要な措置 屋外に設ける場合、建築物から3m以上の距離を保つ必要があるものに、急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を加えるほか、急速充電設備及び同設備のうち蓄電池を内蔵しているものについて、火災予防上必要な措置に係る規定の整備を行う。</p> <p>(3) 急速充電設備の設置の届出 あらかじめ消防署長にその設置を届け出なければならないものに、急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を加える。</p> <p>(4) その他文言整備 「充てんする」を「充填する」に改める。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第9条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第18条の2並びに第55条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に当該燃料電池発電設備を停止させることができる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第9条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第18条の2並びに第55条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は</p>

外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に当該燃料電池発電設備を停止させることができる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第12条第1項第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（その内部で電気を変圧したうえで、電気自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車（以下この条において「自動車等」という。）で電気を動力源とするものをいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（充電用ケーブルその他当該設備に付属する機器を含み、全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が延焼を防止するための措置が講じられていると認めるものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)～(6) 略

(7) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための機器をいう。以下この条において同じ。）と電気自動車等との接続部に電圧が加えられている場合に当該接続部が外れないようにする措置を講ずる

外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第12条第1項第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（その内部で電気を変圧したうえで、電気自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車で電気を動力源とするものをいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧が加えられている場合に当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

こと。

(8)・(9) 略

(10) 温度の異常な上昇を自動的に検知し、かつ、当該上昇を検知した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置を講ずること。

(11)・(12) 略

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタが落下による衝撃等に耐えられる十分な強度を有する場合は、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するための液体を用いるものにあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該液体が急速充電設備の内部基板等の機器に影響を与えないようにする措置

イ 当該液体の流量又は温度の異常を自動的に検知し、かつ、当該異常を検知した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置

(15) 複数の充電用ケーブルにより複数の電気自動車等に同時に充電することができる機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知し、かつ、当該異常を検知した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置を講ずること。

(16) 略

イ 蓄電池の温度の異常を自動的に検知し、かつ、当該異常を検知した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置

ウ 蓄電池の制御機能の異常を自動的に検知し、かつ、当該異常を検知した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置

(17)・(18) 略

(7)・(8) 略

(9) 急速充電設備の温度が異常に上昇した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置を講ずること。

(10)・(11) 略

(12) 略

イ 蓄電池の温度が異常に上昇した場合に自動的に急速充電設備を停止させることができる措置

(13)・(14) 略

<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第55条 略</p> <p><u>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下</u> <u>のものを除く。）</u></p> <p><u>(11)~(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 水素ガスを充填する気球</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第55条 略</p> <p><u>(10)~(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 水素ガスを充てんする気球</p>
--	--

<令和2年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第109号	所 管	園田地域課
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザ)				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立園田東生涯学習プラザ 尼崎市食満5丁目8番46号 尼崎市立園田西生涯学習プラザ 尼崎市食満2丁目1番1号				
2	指定管理者 尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ 代表者 尼崎市昭和通2丁目7番16号 公益財団法人尼崎市文化振興財団 代表理事 仲野 好重				
3	指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)				
4	選定方法 令和2年7月14日から9月14日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションを含めた面接審査を実施し選定した。 【選定基準】 ① 市民の平等な利用が確保されるものであるか ② プラザの効用を最大限に発揮させるものであるか ③ プラザの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④ プラザの管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 2団体				
6	選定理由 あまがさきコミュニティパートナーズは、選定委員会で設けた4つの選定基準をすべて満たしており、また、その審査におけるすべての項目で応募団体の中で上位の得点となったため、園田東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザの指定管理者として適切であると判断した。				

応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ			
	代表者	公益財団法人尼崎市文化振興財団	代表理事 仲野 好重	尼崎市昭和通2丁目7番16号
	構成員	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	代表理事 岩田 強	尼崎市東難波町5丁目19番5号
2	尼崎市生涯学習プラザ運営事業体			
	代表者	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
	構成員	尼崎都市美化推進企業組合	代表理事 三嶋 俊一	尼崎市長洲西通2丁目8番30号

<令和2年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第110号	所 管	中央図書館
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立北図書館 尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号				
2	指定管理者 東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史				
3	指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和2年7月7日から8月14日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。 【選定基準】 ①利用者の平等な利用が確保されるとともに、北図書館の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか ②北図書館の効用を最大限に発揮させるものであるか ③北図書館の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④北図書館の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 株式会社図書館流通センターは、選定委員会での審査において、選定基準の各分野で高い評価を得ており、特に事業内容についての評価が高く、事業の実施に際し、より一層の市内居住者の雇用や利用者の安全安心への配慮が期待できることから、北図書館の指定管理者として適切であると判断した。				

<令和2年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第111号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)				
内 容					
1 権利の内容					
阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の死亡又はその収入状況等により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権					
(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金					
(2) 元金に係る利子					
2 相手方及び放棄する債権額					
(単位：円)					
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1		1,351,244	91,136	1,442,380	
2		593,862	21,648	615,510	
3		1,118,673	45,177	1,163,850	
4		1,553,524	119,856	1,673,380	
5		1,360,124	92,256	1,452,380	
6		1,792,458	109,392	1,901,850	
7		2,102,051	149,799	2,251,850	
8		1,429,108	112,907	1,542,015	
9		504,430	19,585	524,015	
10		827,279	26,121	853,400	
11		129,104	1,938	131,042	
12		753,237	30,143	783,380	
13		721,958	44,382	766,340	
14		1,178,473	69,907	1,248,380	
15		1,248,259	78,121	1,326,380	
16		1,135,325	73,185	1,208,510	
17		267,969	14,916	282,885	
18		242,032	6,150	248,182	
19		1,332,604	111,056	1,443,660	
20		1,635,386	132,994	1,768,380	

21		1,039,556	54,824	1,094,380
22		573,456	20,403	593,859
23		757,207	40,453	797,660
24		1,760,077	105,773	1,865,850
25		1,507,346	113,034	1,620,380
26		1,184,132	79,378	1,263,510
27		522,834	15,546	538,380
28		1,320,191	87,189	1,407,380
29		922,245	51,770	974,015
30		191,432	3,026	194,458
31		799,944	33,760	833,704
32		398,232	14,428	412,660
33		1,273,794	91,716	1,365,510
34		1,052,929	56,113	1,109,042
35		1,650,823	148,192	1,799,015
36		467,006	12,994	480,000
37		1,164,957	68,423	1,233,380
38		684,443	25,247	709,690
39		586,752	25,908	612,660
40		849,658	49,002	898,660
41		1,258,931	79,449	1,338,380
42		1,583,540	137,475	1,721,015
43		277,371	6,305	283,676
44		1,112,215	70,295	1,182,510
45		2,404,251	214,179	2,618,430
46		1,447,868	104,512	1,552,380
47		319,737	6,901	326,638
48		432,994	23,046	456,040
49		354,353	7,587	361,940
50		789,020	36,650	825,670
51		571,243	20,267	591,510
52		204,846	4,243	209,089
53		1,400,647	97,733	1,498,380
54		1,575,372	85,478	1,660,850
55		1,051,384	55,943	1,107,327
56		1,574,189	123,191	1,697,380

57		1,283,454	93,056	1,376,510
58		1,981,930	148,500	2,130,430
59		1,568,170	122,210	1,690,380
60		1,527,466	115,914	1,643,380
61		824,858	63,917	888,775
合計		63,527,953	4,064,699	67,592,652

3 放棄の理由

本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。

<令和2年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第112号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約及び市有地の売払いの変更について(市営武庫3住宅第3期(西昆陽住宅)建替事業)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>西昆陽住宅建替事業において、市営住宅整備業務の完了に際し、事業契約書に基づく物価変動等に伴う契約金額の増額のため、また市有地の売払いにおいて、面積の増加に伴う売払い金額の増額のため、契約の変更を行うもの。</p>				
2	<p>事業契約について</p> <p>(1) 契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び阪急阪神不動産株式会社を構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p> <p>(2) 契約金額</p> <p>変更前 2,242,968,000円 変更後 2,288,745,943円 増 額 45,777,943円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p>				
3	<p>市有地の売払いについて</p> <p>(1) 売払いの相手方</p> <p>大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急阪神不動産株式会社 代表取締役 諸富 隆一</p> <p>(2) 売払いの金額</p> <p>変更前 415,660,217円 変更後 416,444,889円 増 額 784,672円</p>				

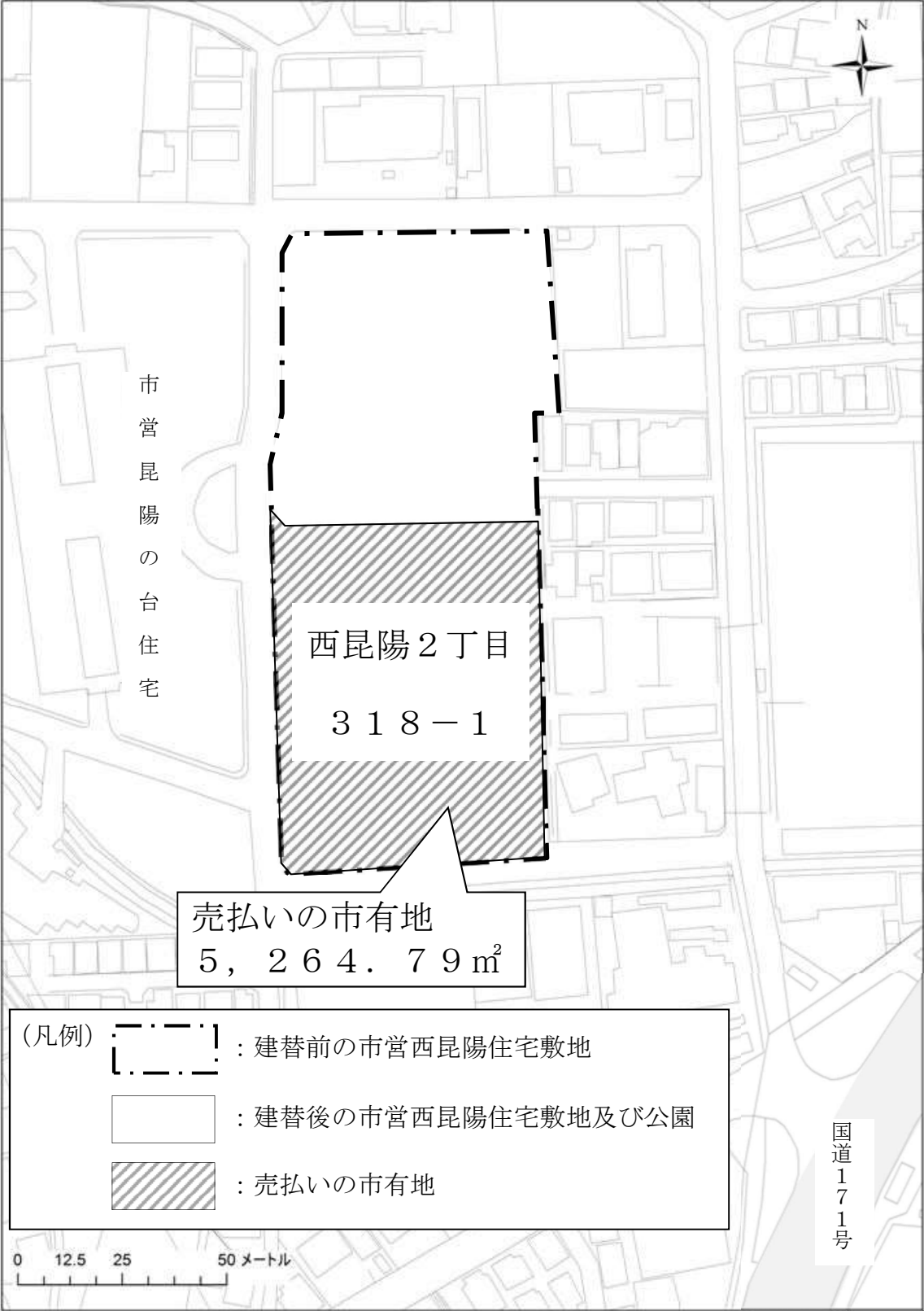
(3) 市有地の所在地、地目及び面積

	所在地番	地目	面積
変更前	尼崎市西昆陽2丁目318-1	宅地	5,254.87m ²
変更後	尼崎市西昆陽2丁目318-1	宅地	5,264.79m ²
増加	—	—	9.92m ²

4 契約の期間

平成30年10月19日から令和5年8月31日まで（変更なし）

別 図



<令和2年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第113号	所 管	住宅管理担当				
件 名	指定管理者の指定について（市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地）								
内 容									
1	施設名及び所在地 施設名 市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地 所在地 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">南部地域</th> <th style="width: 50%;">北部地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域（戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域を除く。）にある市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地</td> <td>本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域にある市営住宅等</td> </tr> </tbody> </table>					南部地域	北部地域	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域（戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域を除く。）にある市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域にある市営住宅等
南部地域	北部地域								
本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域（戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域を除く。）にある市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域にある市営住宅等								
2	指定管理者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">南部地域</th> <th style="width: 50%;">北部地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎</td> <td>東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英</td> </tr> </tbody> </table>					南部地域	北部地域	西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英
南部地域	北部地域								
西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英								
3	指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）								
4	選定方法 令和2年8月5日から9月7日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。 【選定基準】 <ol style="list-style-type: none"> ①市民の平等な利用が確保されること ②市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させること ③市営住宅及び共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること ④市営住宅及び共同施設の管理を安定して行う能力を有していること 								
5	応募団体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 南部地域 1団体 (2) 北部地域 1団体 								
6	選定理由 両選定団体とも、選定委員会での審査において、市営住宅等の管理体制について高い評価を受けており、その他についてもそれぞれ一定の水準以上の評価を得ていること								

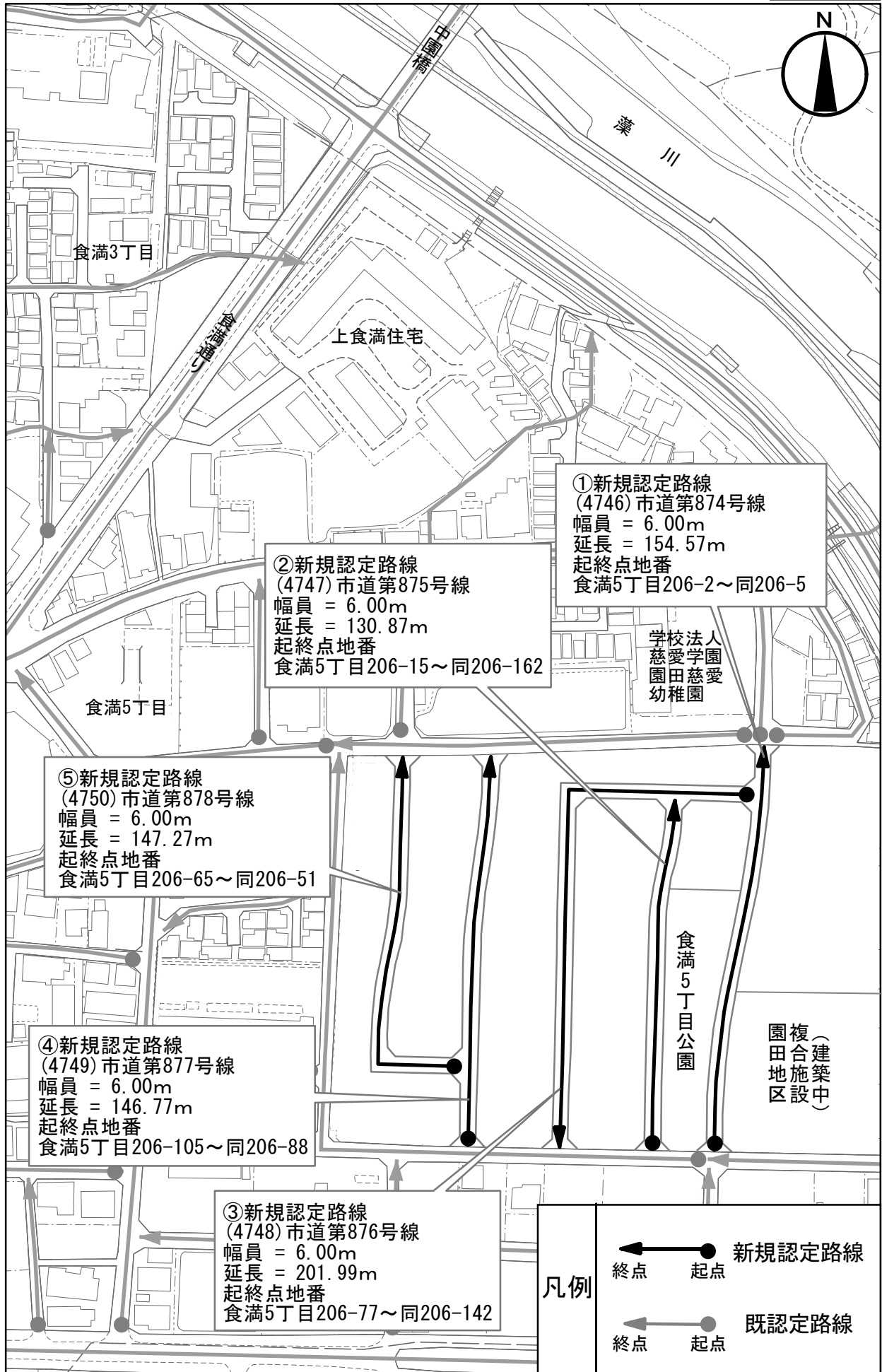
と、またこれまでの本市における市営住宅等の管理業務においても一定の実績を残していることから、市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地の指定管理者として適していると判断した。

<令和2年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第114号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定、廃止及び一部廃止について				
内 容					
1 理由 道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市道路線を認定、廃止及び一部廃止するため、議決を求めるもの。					
2 対象路線					
(1) 認定しようとする路線					
路 線 名		起 点 ～ 終 点			
市道第874号線		食満5丁目206-2～同206-5			
市道第875号線		食満5丁目206-15～同206-162			
市道第876号線		食満5丁目206-77～同206-142			
市道第877号線		食満5丁目206-105～同206-88			
市道第878号線		食満5丁目206-65～同206-51			
市道第879号線		丸島町32-5～同32-5			
(2) 廃止しようとする路線					
路 線 名		起 点 ～ 終 点			
常松第13号		常松字水堂井19～同14			
(3) 一部廃止しようとする路線					
路 線 名		廃 止 区 間			
宮北線第11号		武庫之荘本町1丁目62-3～同201-2			
六反田道第8号		西昆陽2丁目614-1～同614-3			
武庫第二区画第21号線		武庫之荘西2丁目427～同291			
水堂井山ノ中線		常松1丁目602-7～武庫豊町3丁目58			

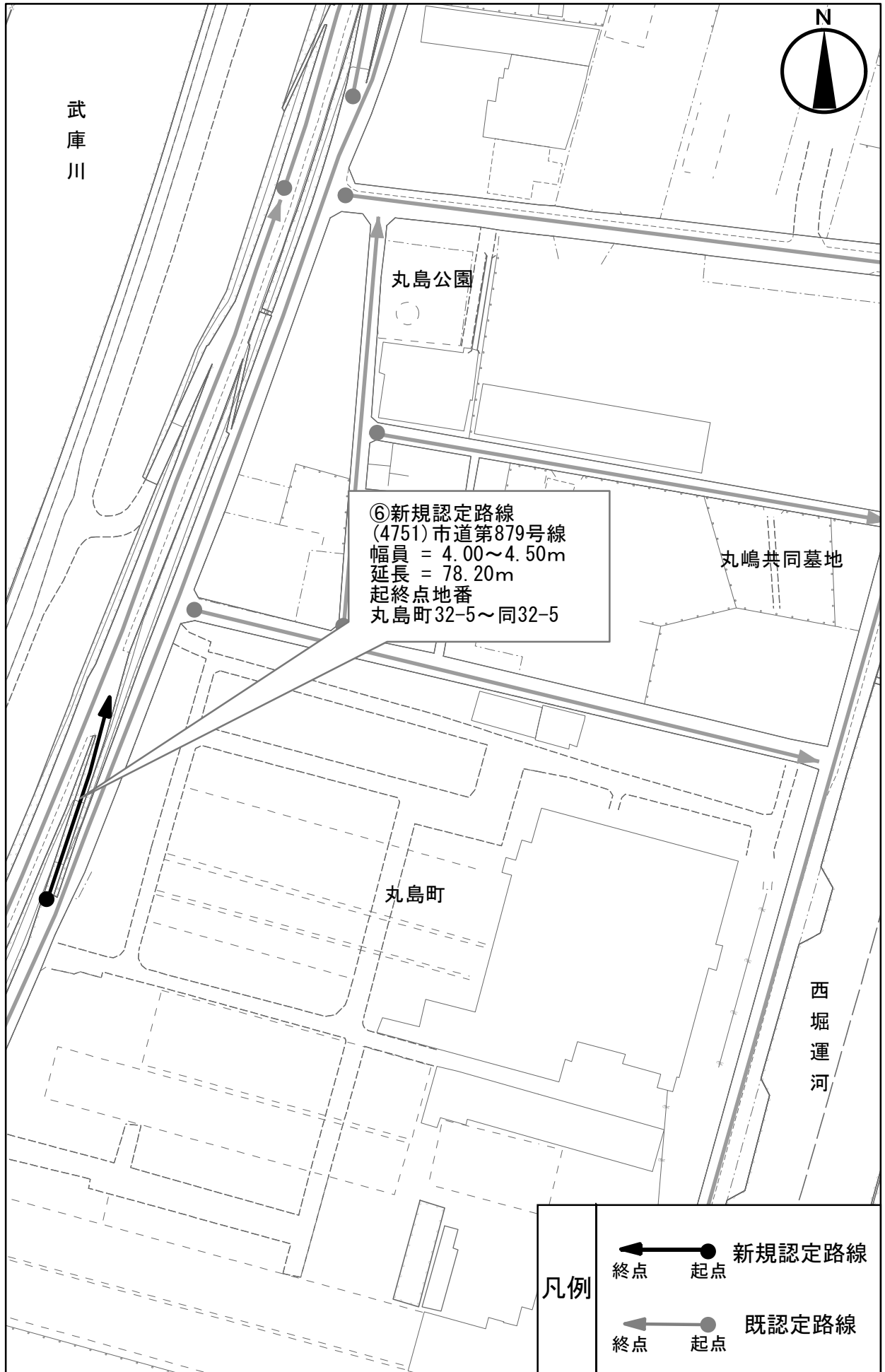
市道路線の認定図

別図1



市道路線の認定図

別図2



市道路線の廃止図

別図3



市道路線の一部廃止図

別図4



市道路線の一部廃止図

別図5



市道路線の一部廃止図

別図6



市道路線の一部廃止図

別図7

